

松山市長 野 志 克 仁

松山市木材利用促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市木材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が広く利用する民間建築物の木質化に係る経費の一部を補助することによって木質化のモデルを創出し、もって市内建築物の木質化の促進及び木質化についての市民の理解の醸成を図るため、予算の範囲内で松山市木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 愛媛県内で生産され、又は加工された木材をいう。
- (2) 木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分若しくは外壁等の屋外に面する部分に県産木材を使用すること又は県産木材を主たる原材料として使用した什器^{じゅう}を建築物に設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象施設を所有し、又は維持管理する法人若しくは個人の事業者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を行っている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者
（補助対象施設）

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、市内に所在する施設で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

(1) 施設を利用できる者が特定の団体、契約者、会員等に限定されていないこと。

(2) 宗教的活動又は政治的活動の用に供する施設でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をする店舗等でないこと。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 補助対象施設において、当該補助対象施設の利用者が視認できる場所を木質化する事業であること。

(2) 事業の完了後に市が行う県産木材の利用の促進を目的とする情報発信に当たり、当該事業の概要が分かる資料、写真等を提供し、又は市が利用することに同意すること。

2 補助対象事業は、第10条の規定による交付の決定後に着手しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る工事費並びに木製什器^{じゅう}の購入、組立て、設置及び運搬に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除く。

(1) 消費税及び地方消費税相当額

(2) 国、県その他の団体が交付する木材の利用を条件とした補助金等の対象となる経費
（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下の額とし、1の補助対象施設当たり250万円を限度とする。

2 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法

律（平成22年法律第36号）第15条第1項の規定により市と協定を締結した補助対象者に係る前項の規定の適用については、同項中「250万円」とあるのは、「500万円」とする。

（交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期日までに、松山市木材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に市税の完納証明書その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（審査委員会及び事前審査）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請の内容を審査するため、松山市木材利用促進事業審査委員会（次項及び次条において「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、前条の規定による申請について、木質化する場所の視認性、補助対象施設の立地、用途その他の別に定める審査基準により審査を行い、当該申請に係る補助金の交付について市長に意見を提出するものとする。

（交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があった場合において、前条の規定により審査委員会から補助金の交付を決定すべき旨の意見の提出があったときは、当該申請書及び当該意見の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（着手の届出）

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、速やかに松山市木材利用促進事業補助金工事等着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（変更）

第12条 補助事業者は、交付決定後に補助事業の内容を変更する必要があるときは、あらかじめ松山市木材利用促進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（中止・廃止）

第13条 補助事業者は、交付決定後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、

松山市木材利用促進事業補助金補助事業中止・廃止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（遂行状況の報告）

第14条 補助事業者は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行状況について、随時市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後、松山市木材利用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに松山市木材利用促進事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第18条 補助事業者は、補助金を補助事業に必要な経費としての用途以外の用途に使用してはならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (2) 提出した書類の記載に虚偽があったとき。
- (3) その他交付の決定を受けた補助事業の実施について不正の行為があったとき。

（適正な管理等）

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に沿って効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内に、市長の承認を受けずに処分し、又は補助金の目的以外の目的に使用してはならない。

3 市長は、前項の承認を得て取得財産等を処分することにより補助事業者に収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の保管）

第21条 補助事業者は、規則第10条の証拠書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（立入検査）

第22条 市長は、予算の執行の適正を期するため、特に必要があると認めるときは、その職員に補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年5月2日要綱第61号）

この要綱は、公布の日から施行する。